

心の基本的人権

第1条 自分自身である権利（人と違っている権利）	自分は自分としての価値がある。人と違っていてもいい。
第2条 自己表現する権利	自分を表現し、能力を発揮したり、人に認められたりしてもよい。
第3条 気持ちや決定を変更する権利	時間と環境の変化とともに、自分の考えや気持ちは変わるもの。
第4条 ありのままの感情を感じとる権利	感情に正しい感情・間違っただ感情、いい感情・悪い感情はない。
第5条 不完全である権利	できないこと、知らないこと、興味をもてないことなどがあってもいい。
第6条 責任を取らない権利	自分にとれる責任とそうでない責任がある。
第7条 間違いや失敗をする権利。またその責任をとる権利	間違いや失敗が起こった時には、その責任をとることが許されてよい。
第8条 ノーを言う権利	できないこと、やりたくないことをいつも無理してやる必要はない。
第9条 行動を起こす権利	自分から欲しいものを求めたり、やりたいことを試みることができる。
第10条 選択する権利	やりたければやればいいし、やらなくてもいい。